

第4章 歴史文化資産の保存・活用に関する基本方針

第1節 基本理念と基本方針

(1) 基本理念

地域計画は、合併市町村に所在する未指定を含めた歴史文化資産を総合的に把握した上で、「高崎らしさ」となる本市の歴史文化の魅力を価値づけするとともに、後世に永く継承していくための施策・事業を展開していくために作成する。

本市は、古代から現代まで東国の文化の中心地の一つとして「人」「もの」「情報」「文化」が繋がる交流拠点、集積地として発展してきた。そのため、地域の人々の長い営みの中で生み出され、醸成されて今日まで守り伝えられてきた有形・無形の歴史文化資産が数多く存在している。高崎の歴史文化は、これらの歴史文化資産が相互に関係し、自然や社会など周辺環境と密接に関わりあうことで形成されており、国・県・市の指定等文化財の数の多さも相まって、本市は「東国屈指の歴史文化資産を誇るまち」といえる。これらの歴史文化資産を市民が共有の資産として認知し、将来に継承できるように大切に守り、生かしながらまちづくりをしていくことは、高崎市第6次総合計画が掲げる「高崎市が誇る多くの文化財を十分に生かしながら、市民の郷土への誇りを育み、歴史資産を生かした魅力ある地域づくりを行いつつ、あわせて、教育・観光資産としても活用し、本市の文化財が持つ魅力をさらに広く発信していく。」ことの実現と、高崎市教育大綱の掲げる「歴史や文化の薫り高い文化環境づくりの推進」に繋がるものである。

これらを踏まえ、本市の地域計画の基本理念（事業・計画の根本に据える目標）を次のとおり定める。

—基本理念—

「東国屈指の歴史文化資産を誇るまち、高崎」

その歴史文化資産の価値・魅力を知り、広め、未来へ繋げる

基本理念に込められた思い

「知る」

歴史文化資産の掘り起こしを進め、その価値について知る。

「広める」

高崎の歴史文化資産の魅力を多方面へ発信し、広める。

「繋げる」

先人たちから引き継いだ歴史文化資産を、次の世代に繋げるための仕組みを構築する。

2) 基本方針

基本理念の実現のために、調査研究（知る）・保存管理（繋げる）・整備活用（広める）・推進体制（繋げる）の四つの視点を持ち、以下のとおり基本方針を定める。

- I 調査研究の基本方針「歴史文化資産の総合的な把握と研究」
- II 保存管理の基本方針「歴史文化資産の適切な保護」
- III 整備活用の基本方針「幅広い層が歴史文化資産の価値や魅力に触れられる事業の推進」
- IV 推進体制の基本方針「歴史文化資産を継承していくための仕組みづくり」

これらの基本方針をもとに事業を推進することによって、本市の文化財保護行政の基盤をより一層強化していく。さらに、個別の歴史文化資産ではなく、複数の歴史文化資産を総合的・一体的に保存・活用するために、関連文化財群を設定し、ストーリーに基づく事業を推進する。詳細については、第5章第2節「関連文化財群」で記述する。

第2節 歴史文化資産の保存・活用に関する現状と課題

基本方針をもとに事業を推進していくために、本市の文化財保護行政のこれまでの取組と現状を整理し、そこから見える課題を捉えていく。

(1) 調査研究に関する現状と課題

○調査研究に関するこれまでの主な取り組みと現状

本市の文化財の調査研究としては、市史編さん等に伴う総合的な把握がある。市史、地域史等の編さんで、戦前の代表的なものでは『明治の郷土誌』が挙げられる。その後、昭和2年(1927)には『高崎市史』(上下2巻)が刊行され、戦後は、昭和43年(1968)から昭和45年(1970)に『高崎市史』(全3巻)が刊行された。平成12年(2000)に市制施行100周年を迎えるにあたり、昭和62年(1987)より新たな編さん事業が始まり、平成6年(1994)から平成16年(2004)にかけて、各分野を網羅した『新編高崎市史』が刊行された。合併前の旧町村では、昭和50年(1975)に『箕郷町誌』、昭和49年(1974)に『吉井町誌』、平成元年(1989)に『新町町誌』が刊行された。また、平成7年(1995)から平成14年(2002)に『群馬町誌』、平成17年(2005)から平成24年(2012)に『榛名町誌』、平成19年(2007)から平成21年(2009)に『新編倉渕村誌』が刊行されている。

総合的な把握の他に、埋蔵文化財、記念物、有形文化財、民俗文化財、無形文化財等の類型別の悉皆調査または個別調査を、主に県または本市が主体となり実施してきた。建造物の調査は、民家、洋風建造物、近世寺社、近代化遺産、近代和風建築などについて、全県域での調査が行われている。文化財に関わる調査成果は、各々の調査成果報告書としてとりまとめている。また、地域計画作成に伴い、市内の町内会の区長を対象に指定等・未指定を問わず地域にある歴史文化資産についてアンケートを行った。地域で大切にされている建造物や長く続いている行事など、地域ごとの特性や伝統を把握することができた。

また、平成28年度(2016)より『高崎市文化財保護年報』を刊行している。県内外の文化財保護行政に係る機関や専門家に送付することで、本市の発掘調査の成果や整備事業の進捗状況等を知らせている。

関係各課の事業としては、伝統民俗芸能祭りや神楽の集い・お囃子大会・獅子舞大会、無形文化財について文化課が、市内に伝わる山車又は屋台については観光課が把握し、活動支援等を行っている。また、歴史的な建造物や景観要素については景観室が把握調査を行っている。さらに、広報課では方言の収集、写真集の作成など、民俗文化に関する蓄積があり、市立の美術系博物館では高崎に係る画家等についての調査研究を行っている。

○調査研究に関する課題

- ①近代の建造物や美術工芸品などの分野には、調査が進んでいないものがある。
- ②市町村合併によって行政範囲が拡大したことにより、歴史文化資産の把握が不十分になっている。
- ③指定等文化財であっても、研究等の成果によって新たな歴史的価値が加わる可能性

があるため、その研究を進めていかなければならない。

- ④指定等に向けた動きを進めても申し分ない歴史文化資産が未指定のままであるため、その研究を進めて行く必要がある。
- ⑤『新編高崎市史』等の編さん以降も、様々な調査や研究の成果が挙がっているが、それを市民と十分に共有できていない。
- ⑥行政機関のみでは対応できない面を補う、多様な担い手が参加・連携して調査研究に取り組める体制の構築を推進する必要がある。

（２）保存管理に関する現状と課題

○保存管理に関するこれまでの主な取組と現状

国及び県、市による文化財の指定等については、令和５年（２０２３）９月時点で、４２５件となっている。近年では、「史跡上野国多胡郡正倉跡」が令和２年（２０２０）３月に国指定史跡に、同年９月には「群馬県綿貫観音山古墳出土品」が国宝に指定された。また、「上野国多胡郡正倉跡出土品」と「若田坂上遺跡礫床墓出土品」が令和２年（２０２０）１１月に市指定重要文化財に、令和４年（２０２２）１月には「柴崎浅間山古墳」、令和５年（２０２３）８月には「多胡古墳群寺ノ上支群」と「山ノ上西古墳」がそれぞれ市指定史跡となった。加えて、現在は高崎市歴史民俗資料館として使用されている「旧群南村役場庁舎」が令和２年（２０２０）８月に国登録有形文化財となっている。

本市では、平成２７年度（２０１５）から市内に所在する指定等文化財について、その所在や保存・管理状況を確認するための調査を実施している。所有者等に対して確認調査用紙を配付し、修理等の記録や所在保存状態の確認を行っている。また、文化財保護課職員が定期的に現地へ行き、所在・現状確認を行いながら指定等文化財の状況の変化に迅速に対応できるような体制をとってきた。

また、指定等文化財の適切な保存管理及び活用等を図るための指針として、個別の文化財について保存活用計画を作成している。これまでに、『史跡箕輪城跡保存管理計画』（平成２年（１９９０）３月）、『史跡北谷遺跡保存管理計画』（平成２４年（２０１２）３月）、『史跡・重要文化財旧新町紡績所保存活用計画』（平成３０年（２０１８）３月）、『特別史跡多胡碑保存活用計画』（令和３年（２０２１）３月）、『史跡保渡田古墳群保存活用計画』（令和４年（２０２２）３月）等を策定し、各計画に基づく各種取組を推進している。

さらに、指定等文化財の破損や老朽化、展示公開への対応等として、保存管理のための修理、修復等の適切な措置を講じてきた。令和３年度（２０２１）では、榛名神社本社・幣殿・拝殿ほか３棟（国重文）、馬庭念流道場及び関係文書（県史跡）、鉄燈籠（県重文）の保存修理事業や、生原北野神社の本殿（市重文）の自動火災報知設備設置工事の補助事業を行った。令和４年度（２０２２）には、榛名神社の大銀杏（市天然記念物）や仁叟寺のムク（市天然記念物）などの保存修理事業への補助を行っている。

近年、気候変動の影響等により気象災害は激甚化、頻発化しており、市内でも、雹や台風の影響による建造物等への被害が報告されている。また、少子高齢化に伴う空き家や無住の寺社の増加によって、日常の防犯や防火対策が行き届かず、文化財の盗難や汚損、火災等による毀損の危険性が増大していることも懸念されている。これらに対処するため、

有形文化財や建造物をはじめとした指定等文化財の防災対策として、防災設備の整備・点検を行うとともに、毎年1月26日の文化財防火デーに合わせた文化財防火査察、消防訓練、周知活動を実施している。また、警備会社との連絡網を作成し、火災等が起きた際は迅速に職員に連絡が届く体制をとっている。

しかし、平成28年（2016）4月に発生した熊本地震による熊本城への被害や、令和6年（2024）1月に発生した能登半島地震等による国指定重要文化財の倒壊や未指定文化財への被害など、近年の激甚災害による歴史文化資産への影響は本市にとっても対岸の火事とはいえない。犯罪や想定を上回るような地震、火災や風水害などに対する文化財の防犯・防災対策の充実が求められており、本市の体制を強化することに加え、国や県とのさらなる連携強化も必要である。

○保存管理に関する課題

- ①歴史文化資産の保護に関して、計画性をもった取組をより一層進める必要がある。
- ②未指定文化財の存在や価値等の共有が不十分であり、歴史的な意義が大きいものであっても指定等に結びついていない。
- ③歴史文化資産の異変等に迅速に対応するため、所在・現状確認等を進める必要がある。
- ④歴史文化資産の修繕・修理の偏りや遅れ、周辺の自然環境の変化による景観の乱れがある。
- ⑤歴史的な建造物や文化的な景観、無形の民俗文化財には、滅失や資料等の散逸等がすでに発生しているものやその危険性が高まっているもの、その継承が危ぶまれるものがある。
- ⑥様々な歴史文化資産を保存管理する施設の老朽化や容量・収容力の限界が近づき、適切な運用ができなくなっている。
- ⑦管理を充実させて減災に努めたり、事件や災害等の発生時に迅速に対応したりするためには、防犯・防災体制の強化と拡充がより一層必要である。

（３）整備活用に関する現状と課題

○整備活用に関するこれまでの主な取組と現状

本市では、埋蔵文化財の発掘調査現地説明会・発掘成果の報告会を適宜開催している。近年では、令和5年度（2023）に行われた浅間山古墳の調査報告会が報道機関等にも大きく取り上げられた。また、市内の歴史文化資産に関するパンフレット等の作成・配布、ホームページによる情報発信など、市民や来訪者に向けて本市の歴史文化を紹介したり、「上野三碑」や「小栗上野介の里」「箕輪城・高崎城」の紹介・PR動画を作成して動画配信サイトで視聴できるようにしたりするなど、多くの人にその魅力を伝えてきた。さらに、文化財保護課の管轄の歴史系博物館・資料館の6館（高崎市歴史民俗資料館、観音塚考古資料館、かみつけの里博物館、榛名歴史民俗資料館、吉井郷土資料館、多胡碑記念館）では、それぞれ趣向を凝らした展示・企画を行ったり、教育普及活動として、歴史講座の開講や体験学習の場を提供したりしてきた。加えて、隣接する自治体である前橋市とは、前橋・高崎連携事業文化財展「東国千年の都」で、両市が所有する歴史文化資産を展示・公

開してきた。

高崎観光協会から出ている『高崎おでかけナビ』などでは、高崎を巡るお勧めのスポットの中に文化財も紹介されており、箕郷支所が刊行した『箕輪城てくてくマップ』や、倉渕支所の『くらぶちみどころマップ』など、各地域でその歴史文化を感じ取れるものを数多く紹介している。また、各地域の地域づくり活動協議会などでは、地域の歴史文化資産の紹介や周遊ルートを記載したパンフレット・ガイドマップ等を発行しており、公民館や学校に利用されている。

ユネスコの「世界の記憶」に登録された上野三碑では年1～2回特別公開を行い、普段は窓越しでしか見られない上野三碑を直接見られる機会を提供している。また、「上野三碑ボランティア会」「山上碑・金井沢碑を愛する会」「上野三碑をつなぐ会」が、上野三碑の日常的な管理活用に取り組んでいる。さらに、上野三碑普及推進会議が発行した「上野三碑かるた」を活用して、上野三碑の普及を図ってきた。

史跡日高遺跡では、平成21年度（2009）から進めていたJR上越線北側の整備工事が平成27年度（2015）に完了し、公園としての使用を開始した。多くの人々の憩いの場になっており、現在はJR上越線南側の整備工事が進められている。また、例年11月に近隣で開催されている新高尾地区文化祭（しんたかお祭り）において、文化財保護課職員による史跡日高遺跡についての出前講座や出土品の展示を行い、田植え・稲刈りの時期には「日高遺跡公園をともに楽しむ会」の指導のもと、史跡日高遺跡内にある復元水田を活用した稲作体験を実施している。

史跡箕輪城跡では、平成23年度（2011）から整備事業を開始した。平成28年度（2016）までに本丸周辺の伐採、駐車場整備、郭馬出西虎口門の復元を行い、平成30年度（2018）までに本丸土塁の復元、令和3年度（2021）には本丸・蔵屋敷間の木橋が完成した。また、解説ボランティアとして「箕輪城語り部の会」が活動し、箕輪城跡において模擬戦などを行う箕輪城祭りを「箕輪城まつり実行委員会」が毎年開催するなど、様々な活用を図っている。

史跡保渡田古墳群では、「王の儀式再現の会」や近隣の小学校と連携して、5世紀後半（古墳時代）の王の儀式を再現・伝承する劇を、かみつけの里古墳祭りなどで上演している。また、「はにわの里コスモスの会」が二子山古墳周堀部でコスモス栽培を実施し、花の盛りの10月中旬から下旬にかけて、多くの人の目を楽しませている。

群馬県が管理している史跡上野国分寺跡では、「上野国分寺まつり実行委員会」が主催する上野国分寺まつりが例年10月に開催され、天平衣装行列や歴史劇など、様々なイベントが催されている。

学校教育との連携として、中学校副読本『わがまち高崎』の編集協力、副教材『上野三碑』の小中学校等への配布、市内にある博物館・資料館での校外学習への対応、中学2年生の職業体験「やるベンチャー」の受け入れをしてきた。また、本市の歴史や伝統に触れる機会を増やし、歴史文化資産を大切に想う心を育むことを目的に、小学校4～6年生と中学生を対象に「小・中学生文化財作文コンクール」を実施しており、多くの応募がある。さらに、市内の教職員が使う校務支援システムでは、副教材『上野三碑』を使って授業をする際の指導案や『わがまち高崎』の活用例、江原源左衛門の活躍を描いた紙芝居のデー

タなどを、教職員が参照できる環境になっている。また、社会教育課が担当している「高崎学検定」には高崎の歴史に関する多くの問題が出題され、高崎学博士・高崎学の達人を目指す人々が、本市の歴史文化を幅広く、深く学ぶきっかけになっている。

○整備活用に関する課題

- ①ガイダンス施設やパンフレット等がある歴史文化資産には偏りがあり、また、単体の歴史文化資産を訪れる人はいるが、複数の歴史文化資産を巡ることを促進する効果的な取組は不足している。
- ②情報発信や活用の方法が限定的であり、歴史文化資産の価値や魅力が十分に伝えられていない。
- ③校区における歴史文化資産の有無や教職員の造詣の深さの差等によって、教育課程における歴史文化資産の活用には偏りがある。また、教職員が参照できる指導案が一部の歴史文化資産に関連するものに偏り、教材の提供も一部のものに限られている。
- ④地域ごとには、趣向を凝らして作成されたパンフレット等があるが、その活用方法には改善の余地がある。また、他地域の歴史文化資産を知る機会が不足しているため、高崎全体の歴史文化の価値や魅力を伝える場を設定していく必要がある。
- ⑤6館には、それぞれに展示や公開、活用を担っている歴史文化資産があるが、一方で、扱える歴史文化資産が限定的になっており、市全体の歴史文化を伝える場としての活用には難しい面がある。
- ⑥施設の老朽化や、景観を損ねている自然環境の整備の遅れ、案内看板などの未設置・未更新など、誰にでも利用・活用がしやすい環境が整っていない様子が顕在化している。

（４）推進体制に関する現状と課題

○推進体制に関する主な取組と現状

本市では、文化財保護行政を担う専門部署として文化財保護課を設置している。文化財保護課は、文化財の保護普及事業、指定文化財等の保存管理、調査等を担当する保護担当と、埋蔵文化財の発掘調査・出土品等管理や広報活動及び教育普及、史跡整備等を担当する埋蔵文化財担当の2担当に分かれている。さらに、埋蔵文化財担当は主に発掘に関わる1係と、史跡等の整備・活用に関わる2係で業務を分担している。また、文化財保護課の管轄に歴史系博物館・資料館の6館があり、それぞれに学芸員が所属し、学芸員を中心として個性ある展示・公開を行っている。

各歴史文化資産には保存管理に携わる所有者や市民団体がいる。また、高崎の歴史や歴史文化資産を生かした活動に取り組む民間団体等があり、公民館事業等と連携して地域住民への啓発を行っている。

○推進体制に関する課題

- ①他市・他県からの転入者の増加や世代の変化により、地域のつながりの希薄化が懸

念されている。また、少子高齢化や歴史文化資産に対する興味・関心の変化が影響し、担い手の減少や行事の継続の危機が起こっている。

- ②文化財保護課職員の専門性や世代には偏りがあり、様々な知識や経験が個人の中に留まっていることが多い。また、資料の保存管理やデジタル化など、今後必要性が高まることで増加していく業務があることが想定されるが、それに対応する人員は十分ではない。
- ③関係各課や学校、関連団体や市民等との連携・協力体制をより一層強化・拡充し、それを円滑に運用していくための仕組みを構築する必要がある。
- ④高崎の歴史文化資産の価値や魅力を、広めていく人材が一部に限られている。

第3節 方針

第4章第1節で定めた4つの基本方針をもとに、第4章第2節で整理した課題に対して、どのような方針で事業を推進していくのかを記述していく。

I 調査研究の基本方針「歴史文化資産の総合的な把握と研究」

- ①近代の建造物や美術工芸品などの分野の調査を進める。
- ②歴史文化資産の新たな掘り起こしを進める。
- ③指定等文化財の新たな歴史的価値を明らかにする。
- ④未指定文化財の把握と研究を進める。
- ⑤調査結果の公開を進め、その成果や価値を市民と共有する。
- ⑥多様な担い手が参加・連携して調査研究に取り組める体制の構築を進める。

II 保存管理の基本方針「歴史文化資産の適切な保護」

- ①歴史文化資産の計画的な保護を進める。
- ②歴史文化資産の新たな指定等を推進する。
- ③歴史文化資産の計画的な所在・現状確認等を進める。
- ④歴史文化資産の計画的な修繕・修理や、景観保全を進める。
- ⑤歴史文化資産の散逸や滅失を防ぐための取組を進める。
- ⑥適切な保存管理をするために、収蔵施設等を充実させていく。
- ⑦歴史文化資産を災害や犯罪から守るため、文化庁の『国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン』や『国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン』などを参考にし、防犯・防災体制の強化と拡充を進める。

III 整備活用の基本方針「幅広い層が歴史文化資産の価値や魅力に触れられる事業の推進」

- ①高崎の歴史文化資産を、関連するストーリーを生かしながら包括的に活用し、その価値や魅力の理解に繋げる。
- ②「東国屈指の歴史文化資産を誇るまち」の魅力を、多種多様な方法で広く効果的に伝えていく。
- ③児童・生徒の歴史文化資産に対する興味・関心を高めるために、学校への教材や情報提供や、出前授業の実施などを進める。
- ④社会教育と連携し、地域住民の歴史文化資産に対する興味・関心を高める。
- ⑤歴史文化資産活用の拠点となる6館の魅力をより一層高める取組を進める。
- ⑥多くの人にとって利用や活用しやすい環境を整えていく。

IV 推進体制の基本方針「歴史文化資産を継承していくための仕組みづくり」

- ①歴史文化資産の次世代への継承を推進する。
- ②文化財保護部局の組織体制の充実や強化を図る。
- ③関係各課や学校、関連団体や市民等と協働し、地域総がかりの歴史文化資産の保存

活用体制の構築を進める。

- ④「東国屈指の歴史文化資産を誇るまち」に、多方面から関わる人材の育成を図る。